

令和2年5月

お客さま各位

松本信用金庫

「緊急事態宣言の期間延長」に伴う訪問活動等について

「緊急事態宣言の期間延長」を受けた長野県の対応が示されたことから、当金庫は長野県の方針に従い、今後の訪問活動等につきまして下記のとおり対応してまいります。

記

1. 期間別対応方針

(1) 令和2年5月7日（木）から令和2年5月15日（金）まで

「人との接触を8割減らす努力の継続」のため、訪問活動等は従来どおり休止といたします。

(2) 令和2年5月18日（月）以降

「新しい生活様式」（接触機会の最小化・距離の確保・マスクの着用等）に留意のうえ、訪問活動等を再開いたします。

2. 訪問活動等の再開に際して

(1) 当金庫渉外担当者より、あらかじめお電話等でおお客様のご意向を確認させていただきます。

(2) 訪問を希望されるお客さまに対しまして、お時間等をお約束のうえご自宅または勤務先等へお伺いいたします。

(3) 渉外担当者は、マスクを着用のうえ訪問活動を行います。「新しい生活様式」への対応となりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上